

令和元年 10 月 28 日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
御中

協同組合日本接骨師会

副会長 真竹晴

〒120-0008

東京都足立区谷中 4-2-15-102

電話 03-9628-0805



柔道整復師に対する誤解と偏見による受診妨害防止の周知徹底の要望

要望の趣旨

交通事故患者の柔道整復師(以下「整復師」という。)医療選択に対し誤解と偏見の下に患者には医療選択の妨害を、整復師には営業妨害を惹起します。誤解と偏見による被害の再発防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望理由

この度、交通事故患者が医師受診から整復師受診へ転医申し出に対し貴職員より医師の同意、指示が必要とされました。そして、和令元年 10 月 11 日付の 機宛、連絡書の内容に誤解を招く表示があり注意のお願いです。医療の選択相は人権のひとつとされ整復師医療も対象とされています。(別途資料 1)整復師が医師の同意が必要な場合、応急手当の場合を除き脱臼・骨折に対する施術については、医師の同意を得たものでなければならないこと。捻挫・打撲等は、医師の同意なく柔道整復業を行なうことができます。

記

- 1 自動車事故の補償の対象となる治療行為に関しましては、医師の診断に基づき判断をさせていただいており、柔道整復師による施術に関しても、その必要性を医師が認めた場合に補償の対象となります。これは、過去の裁判例に基づくもの
- この裁判は整復師の濃厚過剰・乱診乱療、高額請求を非難し正し医師診断に基づくとした事案で、すべての整復師が医師同意が要件とはなっていない。濃厚過剰・乱診乱療者の弁脱するものではありません。
- 自保第 7177 号運輸省自動車局補償課長 柔道整復の施術について (別途資料 2)
- 自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済金等の支払基準 平成 18 年金融庁・国土交通省 告示第 1 号
- (1)治療費関係 ⑤柔道整復等の費用 …必要かつ妥当な実費とする。
- 貴サービスセンターによると「柔道整復師の施術費を損害として請求できるためには、医師の指示があることが必要であり・・・」と、ありますが、支払基準において医師の指示があることが補償の対象となることの条文は見当たりません。

県ではすべて、この取り扱いとのことですが正しい取り扱いの要望と再発防止を賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。